

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から14年2月28日まで
A社の取締役であったときの報酬月額は20万円であったが、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成14年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年3月4日付けで、申立人及びほかの役員（1人）の標準報酬月額が12年2月1日に遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は当初20万円と記録されていたものが、9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、同事業所の取締役であったことが確認できるところ、同事業所の代表取締役及び顧問社会保険労務士は「申立人は、営業関係の仕事に携わっており、社会保険関係の事務を担当していたのは別の従業員であったので、遡及訂正処理については知らないと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成7年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は28万円、同年5月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年12月1日まで
申立期間において、A社に臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与明細書により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成7年4月は28万円、同年5月から同年8月までは26万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したとしているが、申立期間の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得、喪失及び定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出

を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年4月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 10 日から 39 年 12 月 10 日まで
② 昭和 47 年 8 月 10 日から 48 年 5 月 10 日まで
③ 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 7 月 10 日まで
④ 昭和 49 年 8 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
⑤ 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
⑥ 昭和 50 年 7 月 10 日から 51 年 2 月 10 日まで
⑦ 昭和 51 年 3 月 20 日から同年 8 月 30 日まで
⑧ 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 30 日まで
⑨ 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 12 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）に何度となく厚生年金保険の期間調査を依頼したが、その回答は、「適用事業所としての該当事業所は見当たらず、名簿に名前は見当たらず、生年月日索引に該当記録は見当たらず。」を繰り返すだけである。申立期間①、⑧及び⑨の事業所に勤務していたことは間違いなく、また、申立期間②から⑦までについては、Aのトンネル工事現場で働いていたことは間違いがない。申立期間①から⑨までについて、給与から厚生年金保険料が引かれていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたB社において、申立期間と同時期である昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員に照会したところ、申立人と一緒に勤務していた旨の証言が得られたことから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に

勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の元従業員は「私は、B社に正社員として入社し、初めに出された現場で、当時、期間作業員として働いていた申立人と一緒であった。申立人のような期間作業員は多数おり、今でこそ、健康保険と厚生年金保険は一对の取扱いとなっているが、当時、現場の期間作業員等については、日雇労働者としての扱いで、厚生年金保険に加入する必要が無い日雇健康保険のみの加入が当たり前であった。」と証言している。

また、当該事業所に申立人について照会したが、当時の資料は無く、在職についても不明であると回答しており、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②から⑦までについて、申立人はC町（現在は、D市）からE町（現在は、F町）にかけてのAのトンネル工場の現場で働いていた旨を申し立てているところ、申立人と同じアパートの住人であった作業員は「私もAのトンネル工場の現場で働くためにC町に来た。申立人の方が少し早かったようだ。申立人と全く一緒であったわけではないが、幾つかの工事現場が一緒であったことから申立人の記憶が残っている。」と証言していることから、申立人がAのトンネル工場の現場で作業していたことは推認できる。

しかしながら、前述の作業員は「当時、我々のような作業員は、その現場の工事が終了するまでそこで働くという者は少なく、ほとんどの者が、より賃金の高い現場から現場へと移動していくため、一つの現場にとどまっている期間は短く、厚生年金保険に加入できる勤務形態ではない。また、仮に、下請けの会社が厚生年金保険の適用事業所になっていたとしても、自ら厚生年金保険の加入を申し出る者はいなかったと思う。」と証言している上、当該作業員の厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、当該現場で作業している頃の被保険者記録は無く、本人も厚生年金保険には加入していなかったとしている。

また、申立人は、元請けの建設会社名は記憶しているものの、給与を支給されていたとする下請け会社名を覚えていないことから、当該下請け会社が厚生年金保険の適用事業所であったか否かも不明であり、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している元請け会社に、申立人の在職及び下請け会社名並びに当時の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人の在職は確認できず、下請け会社名は不明であり、当時の現場作

業員は下請け会社で雇用関係が成立していることから、厚生年金保険に加入しているとすれば下請け会社である。」と回答している。

申立期間⑧について、申立人はG地にあったH社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当時の住宅地図によりHという店舗が確認できることから、同店の商業登記を確認したところ、I社という法人登記が確認でき、このことから、申立人が勤務していた事業所は、同社が経営するHという名称の店舗であったことが推認される。

しかしながら、I社は、オンライン記録では適用事業所として確認できない上、同社の商業法人登記簿の役員欄に氏名が確認できる取締役5人全員について厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、申立期間の前後を含め長期間にわたり、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

なお、当時は、料理店、飲食店等のサービス業は、厚生年金保険の強制適用業種とはされておらず、同業種の業務に従事する従業員についての厚生年金保険への加入は、事業主の任意とされていた。

また、I社は既に解散している上、元事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務実態等について確認することができない。

申立期間⑨について、申立人は、J社の経営する飲食店に営業部長として勤務していたと申し立てているところ、同社において社会保険事務を行っていた元従業員は「J社は複数の事業を行っており、ボウリング場の方で採用した者は厚生年金保険に全員加入させていたが、ほかの事業部門で採用した者は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

なお、前述の申立期間⑧と同様に、当時は、料理店、飲食店等のサービス業は、厚生年金保険の強制適用業種とはされていない。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主及び解散時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 10 月まで
③ 昭和 58 年 12 月から 59 年 4 月まで
④ 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成 2 年 4 月から同年 6 月まで
⑥ 平成 3 年 3 月及び同年 4 月
⑦ 平成 4 年 6 月から同年 9 月まで
⑧ 平成 4 年 10 月から 5 年 1 月まで
⑨ 平成 5 年 9 月及び同年 10 月

申立期間①から⑨までについて、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主は「当時の資料が保管されていないことから、申立人の勤務状況等については分からない。申立期間当時は20人ぐらいの従業員がいたが、当社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、申立人から名前の挙がった同僚についても同社における被保険者記録を確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職したと申述する後の昭和51年12月1日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行っ

た形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日も同日以降となっていることが確認できる。

申立期間②について、B社の事業主は「申立期間当時は従業員の採用と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。職種による区別もあり、3か月から4か月の試用期間があったので、申立人は試用期間内に退職したのではないかと推測される。当時の資料は保管しているが申立人の記録は無い。顧問労務管理事務所にも問い合わせたが、同じく記録は無いということである。」と回答している。

また、当該期間に被保険者記録がある従業員3人については連絡が取れず、申立人の勤務実態及び事業所の試用期間の適用状況等について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社（現在は、D社）に勤務していたと主張しているが、同社の事業主は「申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、当時の従業員6人は、全員国民年金に加入していた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所の代表取締役は当該期間において国民年金保険料を納付しており、役員3人については、空白期間及び別事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

申立期間④について、申立人がE職としてF社に勤務していたことは、申立期間の一部に雇用保険の加入記録があること及び申立人が保管している事業所から交付された名刺から推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は「申立人を記憶しており、申立人が当社に勤務していたことは間違いないが、当時の資料は無く、勤務の時期や期間についての特定はできない。申立期間は当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、厚生年金保険料は控除していない。」と証言している上、申立人から名前の挙がった同僚についても同事業所での被保険者記録が無い。

申立期間⑤について、G社の現在の事業主は「当時の事業主の日記に、申立人が平成2年5月13日から同年6月30日まで住み込みで在職していた記録があるが、当社は厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、保険料も控除していない。」と証言している上、オンライン記録からも当社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間を含む平成2年4月8日から同年6月29日まで、H市において国民健康保険に加入している。

申立期間⑥について、I社の顧問社会保険労務士は「申立人が入社時に持参した履歴書によると、平成2年2月に前事業所を退職した旨の記載があるので、申立人はそれ以降に在職していたものと推測される。他の資料は残っていないものの、事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期

間であり、保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主は、同事業所が適用事業所になるまでの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑦について、申立人は、J社に勤務していたと主張しているが、同社の元事業主は「会社の組織が変わっていることから、当時の資料は保管されていない。元従業員に確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。当時は3か月程度の試用期間があり、その間の給料は日給制で厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時在職していた元従業員に照会したところ、回答のあった2人から、当該事業所には3か月程度の試用期間があった旨の証言があり、同事業所では入社してから一定の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

申立期間⑧について、K社の事業主は「従業員を採用する際に、履歴書と運転免許証の控えを提出してもらっていた。当時の資料は保管してあるが申立人に関する資料は無い。申立期間である平成4年には従業員を1人も採用しておらず、5年1月から同年5月までの間は増築工事のため休業していた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所において平成3年12月9日から5年6月10日までに厚生年金保険の新規資格取得者はおらず、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑨について、L社M店は、住宅地図上でその所在が認められるものの商業登記簿は確認できない。

また、L社本部は「L社M店はフランチャイズ加盟店であるため、本部では厚生年金保険に加入していない。」と証言している上、事業主の氏名及び従業員数も不明であり、オンライン記録においても、L社M店が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成5年8月31日から現在まで、N市において国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、平成 3 年 10 月及び 6 年 10 月の標準報酬月額の定時決定について、給与明細書の支給額から計算すると 1 等級低く記録されている。申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が相違していると主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出されたA社の給与明細書によると、申立期間①及び②における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、前述の給与明細書によると、平成 3 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月まで、及び 6 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までのそれぞれの平均報酬月額に基づき決定される

べき標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となる
ことがうかがえるものの、当該事業所は、申立てに係る届出等の資料が保
管されていないことから、申立てどおりの報酬月額を届け出たかについ
ては不明と回答している上、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額
の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控
除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年
金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
A校においてB職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について同校に勤務していたことに間違いは無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立人がB職としてA校に勤務していたことは、C県D所が保管するB職発令簿により確認できる。

しかし、C県E課の担当者は「B職は任用期間が2か月を超える場合に厚生年金保険に加入させる扱いであったことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得の届出は行っていない。」と回答している。

さらに、C県が保管する「健康保険・厚生年金保険制度の取扱いについて」の規定によると、一つの発令により任用期間が2か月以内であれば厚生年金保険被保険者資格が発生しない旨記載されており、申立期間に係る発令簿に記載されている任用期間は2か月未満となっていることから厚生年金保険の被保険者となる条件を満たしていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社を平成 2 年 3 月 31 日に退職したため、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日となるどころ、同年 3 月 31 日となっていた。その後、同社が記録訂正の届出を行って受理されたものの、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされている。申立期間について、厚生年金保険の年金額の計算の基礎となる被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成 2 年 3 月 31 日と記録されていたが、同社が届け出た申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（資格喪失日の訂正）に基づき、23 年 1 月 28 日付けで 2 年 4 月 1 日に訂正されているものの、当該訂正届から 2 年以上前である申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実がある場合とされているところ、申立人が保有する昭和 59 年 4 月から平成 2 年 3 月までの給料支払明細書によると、申立人が当該事業所に採用された昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料は当月の給与から控除されているものの、同年 6 月以降の厚生年金保険料は翌月の給与から控除されていることが確認できること、及び申立人が保有している最終の平成 2 年 3 月の給与支払明細書においても、同年 2 月の厚生年金保険料のみが控除されていることから、申立期間

の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。